議案第66号

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第11条　略	（虐待等の禁止） 第11条　略
（児童対象性暴力等の防止） 第12条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用	第12条　削除

乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

（三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年三朝町条例第18号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の防止） 第13条　略 （児童対象性暴力等の防止） 第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（虐待等の防止） 第13条　略

附　則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。